

厚生労働大臣が定める掲示事項

(1)入院基本料に関する事項

一般病棟

- ・1日(24時間)で112人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。
- ・朝8時30分から17時15分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時15分～翌朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は11人以内です。

地域包括ケア病棟

- ・1日(24時間)で10人以上の看護職員が勤務しています。
- ・朝8時30分から17時15分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時15分～翌朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は16人以内です。

(2)DPC 対象病院に関する事項

- 基礎係数 : 1. 04510
- 機能評価係数Ⅰ : 0. 32710
- 機能評価係数Ⅱ : 0. 06590
- 救急補正係数 : 0. 01680

(3)入院時食事療養に関する事項

当院は、入院食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

(4)明細書の発行状況に関する事項

当院は、医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で交付しています。